東浴信用組合

融資関係手数料

内容	料金
不動産担保事務取扱	
(1)新規設定(1件)	55, 000円
(2)極度額・追加担保・担保差替(1件)	33, 000円
(3) 不動産担保抹消手数料[根抵当権1件につき]	11, 000円
(4) 不動産担保抹消手数料[抵当権1件につき]	
	5, 500円
※担保抹消立会手数料 東京·千葉·埼玉·神奈川11,000円 左記以外22,000円	
各種ローン事務取扱	
証書貸付	
1. 全額繰上返済	
(1)ご融資後3年以内	55, 000円
(2)ご融資後3年超5年以内	44, 000円
(3)ご融資後5年超10年以内	33, 000円
(4)10年超	22, 000円
2. 全額繰上返済(一部繰上返済含む)(他行借換により返済する場合)	
(1)ご融資後(年数に関係なく)	債務残高×2.0%
3. 一部繰上返済及びそれに伴う返済方法の変更(他行肩代わり以外)	
(1)1百万円以下	11, 000円
(2)1百万円超3千万円以下	22, 000円
(3)3千万円超	33, 000円
4. 証書貸付条件変更(保証付き以外・1件につき)	11, 000円
5. 住宅ローン融資手数料	55, 000円
6. 融資証明書発行手数料	22, 000円
7. 収益物件融資事務手数料	
※収益物件融資とは、賃貸目的の土地・建物購入資金、または増改築・修繕(乗換資金含む)	
(1)10百万円超~100百万円未満	55, 000円
(2)100百万円以上~300百万円未満	77, 000円
(3)300百万円以上	110, 000円
	(会和 4年 4日 1日現在)

(令和 4年 4月 1日現在)

- ①上記手数料が将来改定された場合は改定後の手数料を適用させていただきます。
- ②平成25年4月4日以前の「金銭消費貸借契約証書」における「特約条項」3項(繰上げ弁済)については、本手数料は適用いたしません。
- ③3. 一部繰上返済については、1か月内に複数回実施する場合は、2回目以降については、合計した金額を、手数料といたします。
- ④繰上返済手数料については、「金銭消費貸借契約証書」の条項を優先いたします。
- ⑤4.の「条件変更」には、金利の変更を含みます。(期間・金利等)
- ⑥7について浴場業者及び事業転換業者は除くものとする。